

公告

京都農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更案を次のとおり縦覧に供します。当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者及びその他土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画変更案に対して異議があるときは、平成16年7月27日から平成16年8月10日までに京都市にこれを申し出ることができます。

平成16年6月24日

京都市長 榎本頼兼

1 縦覧期間

平成16年6月24日から平成16年7月26日まで

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林部農業計画課

(注) 異議申出書の提出要領

この農用地利用計画の変更案について異議申出をしようとする者は、氏名、年齢、住所及び前記案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を京都市産業観光局農林部農業計画課に提出してください。

(京都市産業観光局農林部農業計画課)